

保険薬局の方へ

新庄・最上地区薬剤師会との合意に基づく 院外処方箋における「疑義照会簡素化プロトコール」の運用開始および 「調剤した薬剤の銘柄等の情報提供不要」について

平素より当院の処方箋を応需いただき、ありがとうございます。

薬剤師による疑義照会は医薬品適正使用上、重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値に関する疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えてきております。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者、保険薬局薬剤師・処方医師それぞれのご負担となっている場合もあるかと存じます。

当院では薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会を減らし、薬局での患者待ち時間の短縮と処方医師の負担軽減を図る目的で「疑義照会簡素化プロトコール」を作成いたしました。新庄・最上地区薬剤師会と合意し、院外処方箋における「疑義照会簡素化プロトコール」の運用と、処方薬について「調剤した薬剤の銘柄等の情報提供不要」とすることを2019年2月1日から開始することにしました。

また、本プロトコールを適正に運用するにあたり、疑義照会簡素化の趣旨やプロトコール各項目の内容をご理解いただき、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

病院長 八戸 茂美